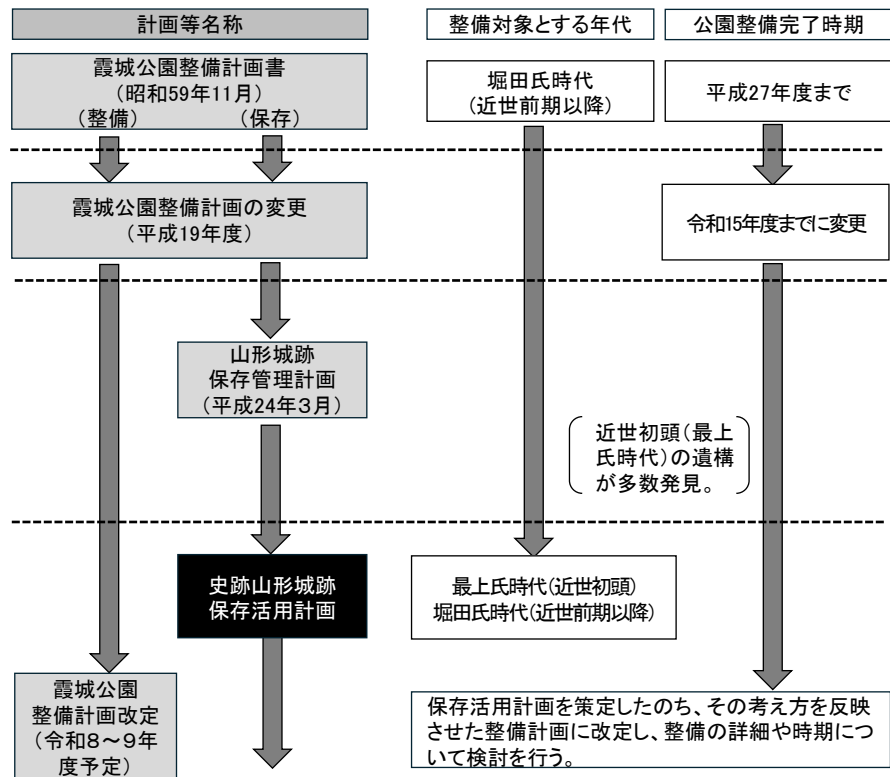


第1章 計画作成の沿革・目的

1 計画作成の沿革



2 目的

本質的価値の確実な保存と次世代への継承
保存、活用、整備、運営・体制について基本方針の明示

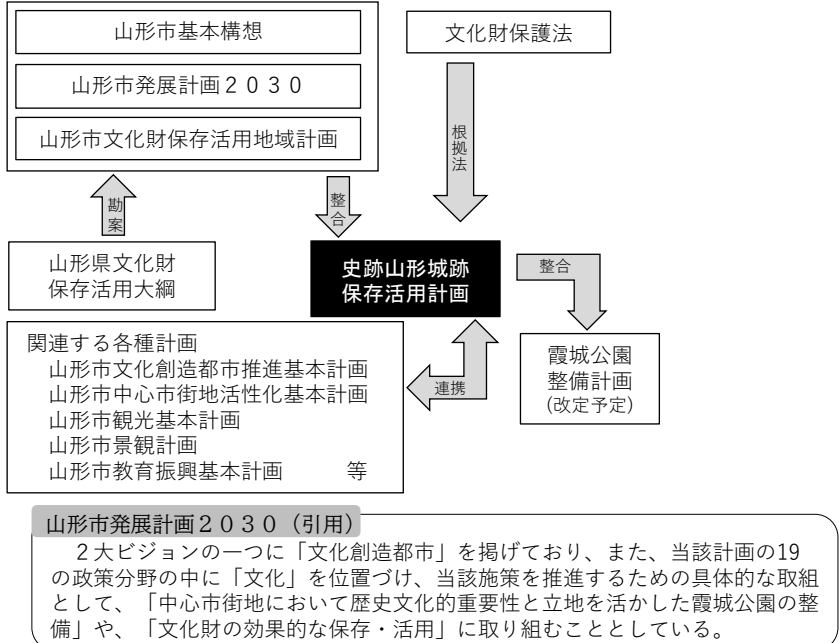
3 対象範囲

- 対象範囲は国史跡指定範囲(第3章 地区区分赤線)
- 三ノ丸の埋蔵文化財包蔵地及び城下町範囲は、保存活用の取り組み等を検討対象とする

4 計画期間

- 令和8年度から令和17年度の10年間

5 他計画との関係



第2章 山形城の概要

1 史跡指定の沿革

指定名称 山形城跡
指定箇所 本丸及び 二ノ丸
昭和61年(1986)5月28日
追加指定 三ノ丸跡の一部
昭和62年(1987)7月9日

2 山形城の歴史的変遷

区分	和暦	西暦	事項
中世	延文2	1357	斯波兼頼により築城されたと伝わる
近世初頭(※)	天正18	1590	豊臣秀吉の奥羽仕置により、最上義光が豊臣政権の大名となる
	文禄2	1593	最上義光が家臣に山形城改修を指示 このころ大規模な改修が行われる 石垣・礎石建物・瓦葺屋根の出現 本丸御殿跡から大量の金箔瓦と礎石建物検出
	慶長5	1600	関ヶ原合戦以後、三ノ丸を普請
	元和8	1622	最上氏改易となる
近世前期以降(※2)	元和8	1622	鳥居忠政が入部し、本丸・二ノ丸を大改修する
	元禄13	1700	堀田氏が城主となる(～1746年) このころから赤瓦が使用される
	明和元	1764	幕府直轄領となる(～1767年)
	明和4	1767	秋元氏入部、三ノ丸に新御殿建設 本丸は表向きの部分を除き解体縮小
	弘化2	1845	水野氏入部(最後の藩主)
近代	安政4	1857	本丸から安政4年銘のある石垣が出土 このころ改修を行う
	明治2	1869	山形県設置と三ノ丸新御殿の県庁利用
	明治6	1873	存城廃城令で、存城扱いとなる
	明治29	1896	陸軍第八師団歩兵第32連隊設置
	明治37	1897	連隊が日露戦争に出兵、帰還後、戦勝記念の桜を植樹
昭和	昭和24	1949	山形市が払い下げを受ける

(※)近世初頭 …天正18年(1590)～元和8年(1622)

(※2)近世前期以降…元和8年(1622)～明治元年(1868)

【近世初頭】1590年～1622年



金箔瓦



本丸御殿跡

【近世前期以降】1622年～1868年



二ノ丸東大手門



本丸一文字大手門

第3章 史跡山形城跡の本質的価値と構成要素

1 山形城跡の本質的価値(※3)

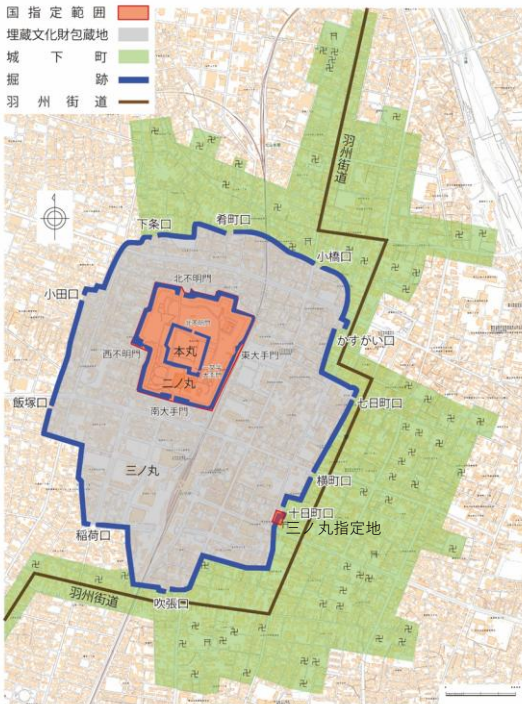
- (1) 近世初頭の最上氏時代の城郭としての価値
- (2) 近世前期以降の改修した城郭としての価値
- (※3)本質的価値…国指定の史跡としての価値

2 本質的価値に準ずる価値

- (1) 近代における城跡利用としての価値

3 地区区分

- 本丸地区 本丸堀土塁跡と堀跡までの範囲
- 二ノ丸地区 本丸地区除く二ノ丸堀土塁跡と堀跡までの範囲
- 三ノ丸堀土塁地区 三ノ丸南東部の史跡指定地内
- 三ノ丸指定地外 三ノ丸堀を含む範囲のうち指定地を除く範囲内
- 城下町 城下町の範囲



地区区分図

4 価値の構成要素

- (1) 本質的価値を構成する要素
 - 地上に表出している遺構 堀・土塁・石垣等
 - 地下に埋蔵されている遺構 発掘調査で検出される礎石や堀・柱穴等
- (2) 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素
 - 近代の歴史を伝える要素 日露戦争戦勝記念で植樹された樹木、陸軍時代の記念碑等
- (3) その他の要素
 - 史跡の保存活用に有効な諸要素 二ノ丸東大手門などの復元建造物、トイレ等便益施設、管理事務所・駐車場等
 - 史跡の保存活用に有効でない諸要素 体育施設・文化施設、外来の植物等
- (4) 周辺を構成する要素
 - 史跡の周辺における本質的価値に関連する諸要素 三ノ丸指定地を除く三ノ丸埋蔵文化財包蔵地等

	第4章		第5章	第6章～第9章			第10章		
	課題	大綱	基本方針	方向性	方法	R8～11	R12～15	R16～	
保存	・ 史跡公園としての整備に向けた方向性が未整理 ・ 覆屋設置を含めた地下遺構の確実な保存が必要 ・ 発掘調査成果の保護対策が必要 ・ ニノ丸土塁の遺構保護が必要 ・ 石垣及び土塁に対する樹木の影響確認が必要 ・ ニノ丸堀の水質保全対策が必要 ・ 保存活用に有効でない公共施設等の移転・撤去等が必要 ・ 発掘調査による遺構等の把握が更に必要 ・ 顕在化した石垣の経過観察及び石垣カルテ作成が必要 ・ 防災・防犯の見直しが必要	近世初頭に最上家が築いた城郭の姿と、城下町と一体としたまちづくりの拠点として、近世前期以降に大改修された城の姿の重層性を確実に保存し、歴史・文化・自然を感じる賑わいと憩いの場を創出する。	本質的価値構成諸要素の保存 本質的価値に準ずる価値の構成要素が本質的価値と重複する場合は、本質的価値を優先する	現状変更基準明確化による本質的価値の保存 指定範囲区域の確実な保存 日常観察の実施による適切な維持管理	現状変更の基準・手続の整理【拡充】 遺構を露出展示して保護するための覆屋等の整備検討【新規】 保存活用に有効でない公共施設等の移転・撤去 日常観察によるき損の早期発見と応急措置実施及び復旧工事実施【拡充】 保存活用に有効な諸要素の維持と改修 ニノ丸堀の水質の維持・定期清掃並びに対策検討【拡充】				
	・ 歴史的景観を伝える有用樹の実態把握が不足 ・ 近代のサクラの価値と、本質的価値である近世城郭としての整備計画との整合性の検討が不足		調査研究の継続	調査研究による本質的価値の明確化	計画的な発掘調査と歴史資料調査				
			石垣や復元建造物の安全性の確保と防災・防犯対策の強化 復元建造物の適切な維持管理	石垣カルテの作成 復元建造物の適切な維持管理	石垣カルテによる現状把握と防災対策【新規】 消防設備の保守点検継続 公園及び復元建造物の防犯対策強化 復元建造物の計画的かつ適切な点検・診断・修繕及び改修 近代の景観を構成するサクラのほか樹木の保全【拡充】 近世の景観を構成する樹木保全【拡充】 植栽の日常点検と植生管理				
活用	・ 史跡指定地内未公開地区の公開に向けた整備実施の検討 ・ 情報発信の更なる追加・更新 ・ 調査研究の推進に伴う情報発信と媒体構築の検討 ・ 既存ガイダンス機能の不足 ・ 史跡指定地外の山形城関連の文化財や、歴史性を加味した活用策の不足 ・ 教育分野との連携強化の不足 まちづくり拠点及び観光資源として活用策の不足		史跡指定地全域の公開	指定地内の完全公開を目指す	未公開地区の整備促進【新規】 本丸御殿跡の最上氏時代遺構群の公開活用の検討【新規】				
			調査研究成果の公開及び積極的な発信	調査研究成果に基づく山形城跡の本質的価値の顕在化と積極的な活用の検討	発掘調査現地説明会の開催 ニノ丸東大手門等関連施設での公開実施継続 印刷物・デジタルコンテンツでの発信と、既存AR・VRの効果的活用 山形城跡のガイダンス施設集約・機能分担及び便益施設整備の検討【新規】 解説版をはじめ各サイン設備の更新				
			ガイダンス機能の強化	ガイダンス機能強化及び園路・各サイン整備の実施	印刷物・デジタルコンテンツでの発信と、既存AR・VRの効果的活用（再掲） 学校教育及び社会教育とニーズに応じた体験プログラム開発【新規】 観光イベント会場としての活用拡充検討【拡充】 地表・遺構保護に配慮した植栽整備の実施				
整備			三ノ丸及び城下町関連遺産と本質的価値との連携	観光イベント等活用と、指定地内外の三ノ丸・城下町を連携した活用策の検討 教育分野と連携し山形城跡の本質的価値の理解深化	ニノ丸地区の土塁石垣・礎石修理及び維持と、遺構に配慮した整備実施 復元建造物の消防設備点検継続 本丸及びニノ丸地区の本質的価値の整備【拡充】 三の丸地区の今後の整備検討				
			まちづくり拠点及び観光資源としての積極的活用	観桜会等観光イベント会場としての活用	ニノ丸地区における堀・土塁の復元継続 本丸御殿跡における最上氏時代遺構の整備検討【新規】 本丸地区は調査研究に基づく堀土塁復元整備を継続 本質的価値を解説するガイダンス施設の整備【新規】 地表・遺構保護に配慮した植栽整備の実施(再掲) ユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備【新規】				
			【保存のための整備】 調査研究に基づく本質的価値を維持するための整備の実施	本質的価値及び準ずる価値の維持目的の整備 ・ 本質的価値維持を優先した安全確保を検討 ・ 本計画に則した「霞城公園整備計画」の改定 ・ 調査研究による本質的価値を伝える整備 ・ 本質的価値顕在化と公開活用目的の整備 広域避難場所等の機能整備検討	ニノ丸地区の土塁石垣・礎石修理及び維持と、遺構に配慮した整備実施 復元建造物の消防設備点検継続 本丸及びニノ丸地区の本質的価値の整備【拡充】 三の丸地区の今後の整備検討				
			【活用のための整備】 調査研究に基づく本質的価値を活かした整備の実施	本質的価値及び準ずる価値の維持目的の整備 ・ 本質的価値維持を優先した安全確保を検討 ・ 本計画に則した「霞城公園整備計画」の改定 ・ 調査研究による本質的価値を伝える整備 ・ 本質的価値顕在化と公開活用目的の整備	ニノ丸地区における堀・土塁の復元継続 本丸御殿跡における最上氏時代遺構の整備検討【新規】 本丸地区は調査研究に基づく堀土塁復元整備を継続 本質的価値を解説するガイダンス施設の整備【新規】 地表・遺構保護に配慮した植栽整備の実施(再掲) ユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備【新規】				
		公園施設のユニバーサルデザイン化が必要	ユニバーサルデザイン化への配慮	多様な人々の利用に配慮した公園施設のユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインを取り入れた公園施設の整備【新規】				
		広域避難場所としての機能の強化が必要	防災機能の充実	広域避難場所等の機能整備検討	災害発生時に備えた避難場所機能整備の検討【拡充】				
		市民の憩いの場の創出につながる整備が必要	市民の憩いの場の充実	歴史的景観に配慮した市民の憩いの場としての整備歴史的景観に配慮した整備 歴史的景観に配慮した整備	景観と調和した照明設置による夜間ライトアップ景観の創出【拡充】 憩いの場並びに健康増進の場となる緑地や休憩施設等の整備検討				
	運営・体制	庁内関係部課の運営体制維持が必要	庁内関係各部課と連携	観光・まちづくり・教育等関連部署との連携強化	観光・防災・まちづくり・教育等関連部課との連携体制構築【拡充】				
			民間団体、教育機関との連携	文化財関係機関ほか防災・観光・学校・市民団体等と連携した効果的運営・体制整備	山形市観光協会等との協働体制構築【拡充】 史跡関連施設の運営と維持管理に民間活力の導入を検討【新規】				
		庁外関係組織との連携強化が必要	有識者組織維持との連携	保存活用推進のための有識者組織の維持 大学等研究機関との連携継続	活用整備に係る有識者体制の維持 有識者会議との連携継続				
国・県との連携体制維持が必要		文化庁・山形県との連携	国・県との連携継続	文化庁・県との連絡・情報共有継続					

第11章 経過観察	
1 方向性	前章までの取り組みを将来に向けて継続的に実施するため、経過観察を行う
2 方法	(1) 自己点検 → (2) 外部への報告、意見聴取 → (3) 事務局での検討 → (4) 改善